

栃木県ノロウイルス食中毒予防推進期間設置要領

第1 趣旨

近年の本県（宇都宮市を含む）で発生した食中毒事例では、食中毒発生件数及び患者数ともにノロウイルスを原因とするものが特に多い。

また、全国におけるノロウイルス食中毒は冬期に多発し、11月1日から翌年3月31日までの期間における発症者数が8割以上を占めている。ノロウイルス食中毒では、患者数が100名を超える大規模な事例の発生のほか、免疫力が十分でない高齢者等では、症状が重篤化する場合があることから、食品関係事業者等に対し、ノロウイルス食中毒防止についての意識を高め、食品衛生対策を実行していくことが重要である。

このため、本県内でノロウイルス食中毒の発生が増加する11月1日から3月31日までの期間を、「**栃木県ノロウイルス食中毒予防推進期間**」（以下「**推進期間**」という。）と定め、推進期間中に、食品関係事業者を始め、関係機関・団体等と連携しながら、ノロウイルス食中毒の発生防止に関する啓発活動に取り組む。

第2 実施主体

栃木県（保健福祉部医薬・生活衛生課）

第3 実施期間

毎年11月1日から翌年3月31日まで

第4 主な実施事項

1 広報啓発活動の実施

- (1) 推進期間における取組について、報道機関等への資料提供
- (2) リーフレットの作成、配布
- (3) 県ホームページ、広報誌を活用した広報活動
- (4) 食品関係事業者等に対する啓発活動
- (5) 各市町への広報協力依頼
- (6) その他の広報啓発活動

2 衛生指導等の強化

- (1) 年末年始における食中毒の発生防止及び食品衛生の向上の必要性を踏まえ、食品衛生監視機動班等を活用した大量調理施設（飲食店営業、給食施設等）への監視指導等の実施
- (2) 関係団体との連携等による各地域ごとの食品関係事業者等に対する効果的な衛生教育の実施
- (3) イベント開催主催者等（食品を提供するイベントに限る。以下同じ。）に対する衛生教育の実施
- (4) その他必要な衛生指導の実施

3 「栃木県ノロウイルス食中毒特別警戒情報」の発信

(1) 目的

推進期間において、ノロウイルス食中毒の多発が予想される時点で、「**栃木県ノロウイルス食中毒特別警戒情報**」（以下「警戒情報」という。）を発信し、ノロウイルス食中毒に対する予防体制の強化を図る。

(2) 警戒情報発信基準

次のア又はイのいずれかに該当した場合に、警戒情報を発信するものとする。

ただし、特に県で発信の必要があると認めた場合は、この限りではない。

ア 本県の感染症発生動向調査における感染性胃腸炎の定点医療機関当たりの報告数（1週間当たり）が、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合

(ア) 4.0 を超えた場合

(イ) 前週からの増加が0.6以上が2週連続した場合

イ 県内（宇都宮市を含む。）の、食品を提供する施設においてノロウイルスによる食中毒が初めて発生した場合

(3) 警戒情報の発信方法

ア 生活衛生課は、次の方法で警戒情報を発信する。

(ア) 報道機関等への資料提供

(イ) 関係機関及び団体等への通知

(ウ) 県ホームページへの掲載

イ 健康福祉センターは、次の方法で警戒情報を発信する。

(ア) 事務所内に警戒情報に関する資料の掲示

(イ) 管内の関係機関及び団体等への情報提供及び所属ホームページへの掲載

(ウ) 管内の食品関係事業者、イベント開催主催者等に対する周知

(4) 運営

生活衛生課は、警戒情報発信のための判断資料とするため、本県の感染症発生動向調査結果の把握に努めるとともに、宇都宮市と連携を図りながら、効果的な注意喚起の実施に努めるものとする。

(5) 発信基準の検証

警戒情報の発信基準は、推進期間終了後に検証を行うとともに、必要に応じて見直しを行うものとする。

附 則

この要領は、平成26年10月23日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年10月12日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から適用する。